

「合併時まで調整する」

として確認された合併協定項目の調整結果について

「両市町の長が別に協議して定める」

市町の調整案、対応策は、いずれも、各合併協議会において、当該合併協定項目が確認された時点のものである。

目 次

1	一般職の職員の身分の取扱い	1
2	事務組織及び機構の取扱い	2 ~ 4
3	一部事務組合等の取扱い	5 ~ 6
4	都市提携	
	(1) 国内都市との提携	7
5	コミュニティ施策	
	(1) 香川町立文化センター等の管理等	8 ~ 9
6	高齢者福祉事業	
	(1) 老人介護支援センター事業	10
	(2) 介護予防等拠点施設管理運営事業	11
7	その他の福祉事業	
	(1) 社会福祉協議会運営補助等事業	12
8	農林水産関係事業	
	(1) 農園整備事業	13
	(2) 香川用水事業	14
9	建設関係事業	
	(1) 漁港管理事業	15

1 0	上水道事業	
(1)	受付・収納	1 6
1 1	消防防災関係事業	
(1)	常備消防	1 7
(2)	防災行政無線	1 8
1 2	文化振興事業	
(1)	文化団体の育成・支援事業	1 9
(2)	地域振興館（仮称）整備事業	2 0 ~ 2 1
1 3	その他の事業(葬斎関係事業)	
(1)	葬斎場	2 2
(2)	市・町民葬儀	2 3
1 4	附属機関等の取扱い	2 4

					部会名	総務								
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会									
協定項目番号	10	10	10	10	10									
協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い									
分類	職員数等	職員数等	職員数等	職員数等	職員数等									
調整案	<p>牟礼町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p>													
調整結果	<p>牟礼町の定数内職員の格付けについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 牟礼町の定数内職員が合併により高松市職員となった場合の「補職」の取扱いについては、基本的に2段階下げるものとし、課長級職員は係長級に、課長補佐級職員は主任主事に、係長級職員は主任主事に、主任主事は主任主事または主事に、主事は主事に格付けするが、高松市の制度に則り、牟礼町の現在の課長級職員は平成18年度に実施される課長補佐級昇任試験に、また、課長補佐級職員は同係長級昇任試験を受験できるものとし、その際、その職責を担える資質を備える者は、昇任が可能となるよう配慮する。 上記職員の級号給の格付けについては、給料表は高松市給料表に統一し、牟礼町職員が当初から高松市で採用されたものとみなして、高松市の昇格基準表にあわせて、給料月額を再計算する。ただし、現給保障を基本とし、再計算額と現給との間に差が生じる場合には調整する。再計算後の給料月額が現給と異なる場合の調整は、下記のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="445 833 1957 1161"> <thead> <tr> <th>再計算後</th> <th>調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再計算後給料 > 現給</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 現給を特別昇給により調整する。 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。 </td> </tr> <tr> <td>再計算後給料 < 現給</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 現給を昇給延伸により調整する。 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。 </td> </tr> <tr> <td>再計算後給料 = 現給</td> <td>調整なし。</td> </tr> </tbody> </table>						再計算後	調整	再計算後給料 > 現給	<ol style="list-style-type: none"> 現給を特別昇給により調整する。 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。 	再計算後給料 < 現給	<ol style="list-style-type: none"> 現給を昇給延伸により調整する。 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。 	再計算後給料 = 現給	調整なし。
再計算後	調整													
再計算後給料 > 現給	<ol style="list-style-type: none"> 現給を特別昇給により調整する。 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。 													
再計算後給料 < 現給	<ol style="list-style-type: none"> 現給を昇給延伸により調整する。 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。 													
再計算後給料 = 現給	調整なし。													
備考	高松市・香川町合併協議会、高松市・国分寺町合併協議会、高松市・香南町合併協議会及び高松市・庵治町合併協議会については、第2回合同会議で報告済													

					部会名	企画財政
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	13	13	13	13	13	
協定項目	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	
分類	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
調整案	<p>現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。</p>					
調整結果	<p>支所の所掌事務及び関連事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支所事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本事務 高松市の現支所で取り扱っている事務は、町支所においても取り扱う。また、現支所の担っている機能や役割を持たせる。 (2) 合併協議事務 合併協議において、新たに発生する事務及び合併後も継続する事務のうち、町支所において処理することが適当と認められる事務は、支所事務とする。 (3) 激変緩和等事務 町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえ、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務については、当面、支所の事務とする。 (4) 本課分室等による事務 支所所管の事務とはしないが、全市的な業務体制の一体性や均衡、指揮命令の統一性等を確保する観点から、本庁の本課分室または本課付き職員を支所等に設置または配置することにより対応することが望ましい事務(以下「本課分室等事務」という。)については、激変緩和等の措置として、支所等を業務場所とする。 2 支所長の権限等 支所長の権限等については、おおむね次に掲げる内容とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支所職員及び支所事務の指揮監督権。 (2) 施設管理権 激変緩和の観点等から、次についても、当面、支所の事務とする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 支所庁舎の管理 イ 支所隣接等施設の管理(貸館許可等を含む。) ウ 道路、農林施設等の応急的な対応等(施設は本課所管) 					

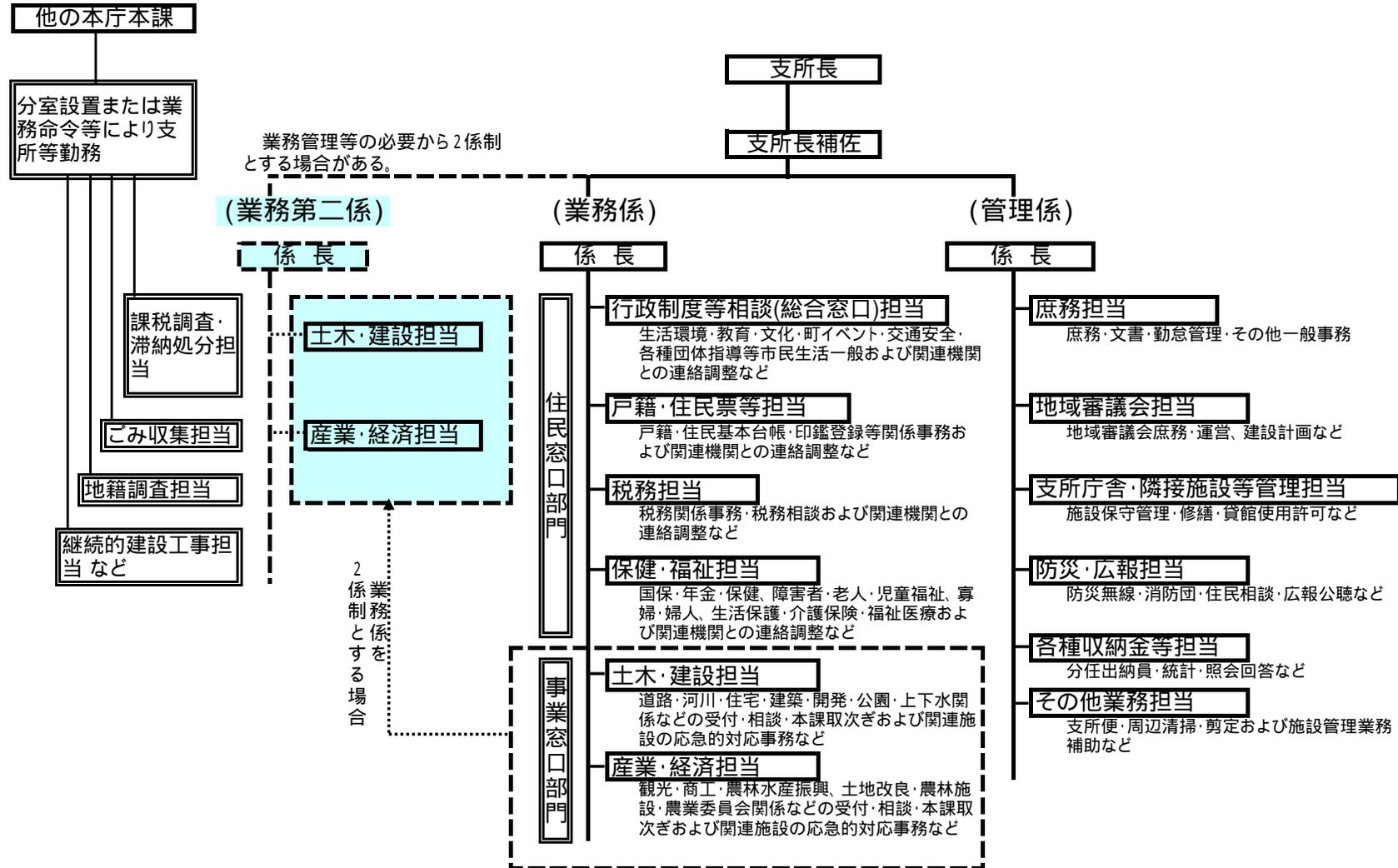
調整結果	<p>(3) 予算執行権(専決権等) 支所の経常的経費は本庁管轄課で、また、支所管内の道路補修等の経費については、市域全体の優先度等を考慮し、予算の範囲内で対応する必要があるため、本庁の各担当課で集中管理することとする。 なお、支所窓口における現金支払や各種収納金の収入については、資金前渡及び出納員制度により対応する。その他の事務権限については、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえて、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務は、原則として、支所事務とすることとし、当該事務のうち、即時交付等が必要な事務については、必要な限度において支所長に専決権限を付与することとする。</p> <p>(4) 支所長の権限については、必要に応じ内部委任等を考慮する。</p> <p>3 支所組織等 支所の組織等については、おおむね別図のとおりとする。</p> <p>4 支所職員数 支所勤務となる職員数は、次の基準により配属する。 (1) 基本事務、合併協議事務及び激変対応等事務を円滑に、かつ効率的に遂行するための職員配置を基本とする。 (2) 町の地域特性等を考慮する。 (3) 標準的な配置ポストに対して、人口規模等のほか、合併協議事務及び激変対応等事務の想定事務量を考慮して、今後、実際の配置人員数を決定する。 (4) 合併直後の一定期間については、特例的に上乘せの人員配置を行う。特例期間は、合併の日から平成18年3月31日までとする。 (5) 本課分室等事務の執行に当たり、最低限必要と認められる人員を、当面、支所等に常駐させる。 (6) 以上の対応により、合併時においては、現在の町役場本庁に配属されている人員(管理部門等を除く)の7割程度に近い職員の配置を考慮する。 (注：町事務の実情等により、各町一律の割合とはならない。)</p> <p>5 激変対応措置等の段階的見直し (1) 上記1～4については、業務実態等に応じた効果的・効率的な事務執行体制とするため、平成21年度までの各年度において段階的に見直しを行う。 (2) 前項の段階的見直しは、全市的な支所・出張所のあり方の見直し検討と関連付けながら、均衡に留意して行うものとする。 (3) 支所・出張所の統廃合を含めた、地域行政組織のあり方は、中長期的な検討課題である。</p> <p>6 その他 (1) 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁部門と重複する管理部門等の事務(企画総務、出納室、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会)は、合併時に本庁部署に統合する。 (2) 公の施設などの出先施設(保育所、老人福祉センター、学校施設など)については、必要な見直しは行うが、基本的には現行どおりとする。</p>
備考	高松市・香川町合併協議会、高松市・国分寺町合併協議会、高松市・香南町合併協議会及び高松市・庵治町合併協議会については、第2回合同会議で報告済

支所の組織

別図

- この組織図では、基本的な枠組みと想定ポストを示す。
- 支所職員の適宜のポストについては、事務量等に応じて職員を兼務させ、または複数の職員を配置する。また、円滑な事務執行のため、本庁の各担当課併任を考慮する。

補職名・係名等は仮称である。



					部会名	総務・企画財政・市民・環境・消防
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	16	16	16	16	16	
協定項目	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	
対応策	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	
調整結果	香川県東部清掃施設組合					
	香川県東部清掃施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している香川町地域の事務については、両市町の合併の日以降、平成20年3月31日までの間、高松市から同組合に委託する方向で調整中。			香川県東部清掃施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している庵治町地域の事務については、両市町の合併の日以降、平成20年3月31日までの間、高松市から同組合に委託する方向で調整中。	香川県東部清掃施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している牟礼町地域の事務については、両市町の合併の日以降、平成20年3月31日までの間、高松市から同組合に委託する方向で調整中。	

	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
調整結果	木田香川地区町村税滞納整理組合				
	木田香川地区町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香川町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、関係市町の職員として採用する。		木田香川地区町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香南町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、関係市町の職員として採用する。	木田香川地区町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している庵治町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、関係市町の職員として採用する。	木田香川地区町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している牟礼町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、関係市町の職員として採用する。
	綾南環境衛生組合				
		綾南環境衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している国分寺町地域の共同処理事務のうち、し尿の貯留業務及び焼却灰の処分業務については、両市町の合併の日に、高松市から同組合に委託して行うものとする。 なお、綾南斎苑に係る共同処理事務の取扱いについては、合併協定項目第24 - 23号「その他の事業(葬斎関係事業)」の調整結果によるものとする。			
	讃岐地区広域消防組合				
	讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香川町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。		讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香南町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。	讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している庵治町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。	讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している牟礼町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。
	香川南部葬斎場組合				
	香川南部葬斎場組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香川町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。		香川南部葬斎場組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香南町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。 また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。		
	坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合				
		坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している国分寺町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。			
香川県市町総合事務組合					
香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している香川町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。	香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している国分寺町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。	香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している香南町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。	香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している庵治町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。	香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している牟礼町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。	
備考					

					部会名	総務
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24 - 1	24 - 1	該当なし	該当なし	24 - 1	
協定項目	都市提携	都市提携	該当なし	該当なし	都市提携	
分類	国内都市との提携	国内都市との提携	該当なし	該当なし	国内都市との提携	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況		資料2「市町の現況」参照				
調整案		高松市の制度に統一する。 国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。				
対応策		高松市の制度に統一する。 国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。				
調整結果		栃木県国分寺町（平成18年1月10日に合併し、下野市となる。）との交流については、合併時までに、住民や民間団体の主体による地域間交流に移行する。				
備考						

	部会名				市民
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24 - 5	24 - 5	24 - 4	24 - 4	24 - 5
協定項目	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策
分類	香川町立文化センター等の管理等	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高松市の現況	該当なし。				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照				
調整案	香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。				
対応策	香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。 管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時までに調整するものとする。				
調整結果	香川町立文化センターについては、財産を普通財産として、地域での維持管理の受け皿となる組織ができるまでの間、現在の管理体制を維持するものとする。 香川町立日生ニュータウングリーンセンターについては、市民の集会、レクリエーション等の場として利用することとし、管理運営については、地域コミュニティ組織の構築等により、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。				
備考					

(別紙) 香川町立日生ニュータウングリーンセンターの使用料等

事 項	現 行	調 整 結 果																																							
使用料	<p>大集会室 (366 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュアスポーツ 1時間あたり 250円 ・条例第2条の目的以外の利用およびアマチュアスポーツ以外 1時間あたり 2,000円 <p>研修室 (29.39 m² × 2室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条の目的以外の利用 <table border="0"> <tr> <td>昼間</td> <td>9:00-17:00</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>17:00-22:00</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>昼夜</td> <td>9:00-22:00</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> <p>消費税別 減免措置 営利目的でない第2条の目的に使用する場合、公共団体、公益団体の使用その他町長が必要と認める場合 入場料徴収の場合は倍額 町民以外の使用は倍額 冷暖房使用は40%加算</p>	昼間	9:00-17:00	2,500円	夜間	17:00-22:00	3,000円	昼夜	9:00-22:00	5,500円	<p>大集会室</p> <table border="0"> <tr> <td>9:00-13:00</td> <td>9,400円</td> <td>/</td> <td>13:00-17:00</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>17:00-22:00</td> <td>13,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第1研修室</p> <table border="0"> <tr> <td>9:00-13:00</td> <td>700円</td> <td>/</td> <td>13:00-17:00</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>17:00-22:00</td> <td>1,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2研修室</p> <table border="0"> <tr> <td>9:00-13:00</td> <td>700円</td> <td>/</td> <td>13:00-17:00</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>17:00-22:00</td> <td>1,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国もしくは地方公共団体の使用、市長が特別の利用があると認めた場合 ・大集会室のアマチュアスポーツ利用の場合は9割 (1時間あたり 日中:235円、夜間:270円) <p>営利目的、入場料徴収のときは3倍 冷暖房使用料は室料の1/2の額 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げ</p>	9:00-13:00	9,400円	/	13:00-17:00	9,400円	17:00-22:00	13,500円				9:00-13:00	700円	/	13:00-17:00	700円	17:00-22:00	1,400円				9:00-13:00	700円	/	13:00-17:00	700円	17:00-22:00	1,400円			
昼間	9:00-17:00	2,500円																																							
夜間	17:00-22:00	3,000円																																							
昼夜	9:00-22:00	5,500円																																							
9:00-13:00	9,400円	/	13:00-17:00	9,400円																																					
17:00-22:00	13,500円																																								
9:00-13:00	700円	/	13:00-17:00	700円																																					
17:00-22:00	1,400円																																								
9:00-13:00	700円	/	13:00-17:00	700円																																					
17:00-22:00	1,400円																																								
使用時間	9:00 - 22:00	9:00 - 22:00 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。																																							
休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・12月28日から1月4日 ・その他町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日 <p>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日の変更または臨時の休業日を設けることができる。</p>																																							

	部会名				健康福祉
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24-7	24-7	24-6	24-6	24-7
協定項目	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業
分類	老人介護支援センター事業	老人介護支援センター事業	該当なし	該当なし	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照			
調整案	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。			
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>地域型支援センターの委託化に伴い、香川町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 なお、 <u>地域型支援センターの委託化に伴い、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</u>			
調整結果	地域型支援センターについては、香川町地域に事務所を置く社会福祉法人に委託するものとし、香川町地域の住民サービスの低下を招かないようにする。	地域型支援センターについては、国分寺町地域に事務所を置く社会福祉法人に委託するものとし、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないようにする。			
備考					

					部会名	健康福祉
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24-7	24-7	24-6	24-6	24-7	
協定項目	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	
分類	該当なし	該当なし	介護予防等拠点施設管理運営事業	該当なし	該当なし	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況			資料2「市町の現況」参照			
調整案			香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。			
対応策			香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。 ただし、施設の管理形態については、 <u>合併時まで</u> に調整するものとする。			
調整結果			香南町の介護予防等拠点施設の管理については、ふれあい館は直営とし、地域ふれあいセンターは現行のとおりとする。			
備考						

					部会名	健康福祉
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24-10	24-10	24-9	24-9	24-10	
協定項目	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会 運営補助等事業	社会福祉協議会 運営補助等事業	社会福祉協議会 運営補助等事業	社会福祉協議会 運営補助等事業	社会福祉協議会 運営補助等事業	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	
対応策	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	
調整結果	両市町での社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。	両市町での社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。	両市町での社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。	両市町での社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。	両市町での社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。	
備考						

	部会名				産 業
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24-14	24-14	24-13	24-13	24-14
協定項目	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業
分類	該当なし	農園整備事業	該当なし	農園整備事業	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況		資料2「市町の現況」参照		資料2「市町の現況」参照	
調整案		高松市の制度に統一する。		高松市の制度に統一する。	
対応策		高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法の変更に伴い、 <u>国分寺町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</u>		高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、 <u>庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</u>	
調整結果		事業の運営については、JA香川県が実施主体となり、施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助するものとする。		事業の運営については、JA香川県が実施主体となり、施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助するものとする。	
備 考					

					部会名	産 業
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24 - 15	24 - 14	24 - 13	24 - 13	24 - 14	
協定項目	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業	農林水産関係事業	
分類	該当なし	香川用水事業	該当なし	該当なし	該当なし	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況		資料2「市町の現況」参照				
調整案		高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、合併時までに調整するものとする。				
対応策		高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時までに調整する。				
調整結果		維持管理費賦課金の負担者については、地元受益者（土地改良区・水利組合）とする。				
備 考						

				部会名	土 木
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24 - 16	24 - 15	24 - 14	24 - 14	24 - 15
協定項目	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業
分類	該当なし	該当なし	該当なし	漁港管理事業	漁港管理事業
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況				資料2「市町の現況」参照	
調整案				庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。	
対応策				庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。 なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。	
調整結果				庵治町の漁港施設占用料のうち、家屋類及びその附属地、管類埋設置、その他工作物の占用料については、現行のとおりとし、起重機、電柱類（電柱、その他の柱類、鉄塔）、架空管、広告類（標識類、看板及び広告板）の占用料については、高松市の制度に統一する。	
備 考					

	部会名				水 道
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24 - 18	24 - 17	24 - 16	24 - 16	24 - 17
協定項目	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業
分類	受付・収納	受付・収納	受付・収納	受付・収納	受付・収納
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況					資料2「市町の現況」参照
調整案					高松市の制度に統一する。
対応策					高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の水道料金等の収納委託については、合併時まで調整する。
調整結果					牟礼町の水道料金等に係る私人への収納委託制度については、合併時に廃止する。
備 考			第2回合同会議で報告済		

	部会名				消 防
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24-20	24-19	24-18	24-18	24-19
協定項目	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業
分類	常備消防	常備消防	常備消防	常備消防	常備消防
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況		資料2「市町の現況」参照			
調整案		高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</u>			
対応策		高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</u>			
調整結果		国分寺町は、両市町の合併の日の前日をもって綾歌東部消防事務協議会を脱退し、同協議会が共同処理している国分寺町地域の事務については、合併の日に、高松市が引き継ぐものとする。			
備 考					

	部会名				総務
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24 - 20	24 - 19	24 - 18	24 - 18	24 - 19
協定項目	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業
分類	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況					資料2「市町の現況」参照
調整案					牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。
対応策					移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 市町各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。
調整結果					高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 牟礼町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
備考	第2回合同会議で報告済				

					部会名	文 化
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24-23	24-22	24-21	24-21	24-22	
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照		資料2「市町の現況」参照		
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町文化協会に対する補助については、合併時までに調整する。	高松市の制度に統一する。		高松市の制度に統一する。		
対応策	高松市の制度に統一する。 香川町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 香川町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時までに調整する。 香川町地域における文化団体事業補助については、高松市の芸術文化活動事業補助の対象事業として取り扱うものとする。	高松市の制度に統一する。 国分寺町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 国分寺町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時までに調整する。 国分寺町地域における文化団体補助については、団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。		高松市の制度に統一する。 庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時までに調整する。		
調整結果	香川町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。	国分寺町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。		庵治町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。		
備 考						

	部会名				文 化
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24 - 23	24 - 22	24 - 21	24 - 21	24 - 22
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業
分類	該当なし	該当なし	該当なし	地域振興館（仮称）整備事業	該当なし
高松市の現況	該当なし。				
各町の現況				資料2「市町の現況」参照	
調整案				庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。	
対応策				庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時まで調整する。	
調整結果				庵治町の地域振興館（仮称）の管理運営については、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。	
備 考					

(別紙) 地域振興館(仮称)の使用料等

観覧料	<p>一般展示観覧 一般 200 円 / 学生 150 円 特別展示観覧 2,000 円以内で教育委員会がその都度定める額 減免措置 ・教育委員会において必要と認めた場合</p>
使用料	<p>第1展示室 9:00-12:00 2,000 円 / 13:00-17:00 3,000 円 / 9:00-17:00 4,500 円 第2展示室 9:00-12:00 1,000 円 / 13:00-17:00 1,500 円 / 9:00-17:00 2,300 円 多目的室 9:00-12:00 2,000 円 / 13:00-17:00 3,000 円 / 9:00-17:00 4,500 円 減免措置 ・教育委員会において必要と認めた場合 営利目的、入場料等徴収のときは3倍 第1・第2展示室の使用許可を受けた期間内に、休館日がある場合は、当該休館日に係る使用料は、徴収しない。 申込時間を超過・繰り上げて使用するときには1時間につき全日使用料の10分の1、30分を超える端数は1時間とみなす。 冷暖房使用料は室料の1/2の額</p>
手数料	<p>文化館が所蔵する美術品等の撮影 ・学術研究を目的とする場合 1点1回 310 円 ・出版等を目的とする場合 1点1回 520 円</p>
開館時間	<p>9:00 - 17:00 (入館は16:30まで) ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。</p>
休業日	<p>・毎週火曜日 ・12月29日から翌年の1月3日 ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館または開館することができる。</p>

					部会名	市民
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会	
協定項目番号	24-24	24-23	24-22	24-22	24-23	
協定項目	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	葬斎場	葬斎場	葬斎場	葬斎場	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	
対応策	合併後において、香川町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	合併後において、国分寺町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	合併後において、香南町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。 庵治町営斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。 合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。	牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとする。 牟礼町斎苑の施設使用料等については、住民サービスの大きな变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。 合併後において、牟礼町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。	
調整結果	香川南部葬斎場の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区分・金額等を適用する。	国分寺町地域住民の綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用料については、合併年度は現行の組合料金の適用を受けるものとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、火葬料の負担増に対する一部助成を行うものとする。	香川南部葬斎場の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区分・金額等を適用する。	庵治町斎場の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区分・金額等を適用する。	牟礼町斎苑の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区分・金額等を適用する。	
備考						

				部会名	市民
	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	高松市・牟礼町合併協議会
協定項目番号	24-24	24-23	24-22	24-22	24-23
協定項目	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)	その他の事業 (葬斎関係事業)
分類	市・町民葬儀	市・町民葬儀	市・町民葬儀	市・町民葬儀	市・町民葬儀
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 牟礼町斎苑使用葬儀の霊柩車の取扱いは、現行のとおりとする。 利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。
調整結果	高松市の制度に統一する。	高松市の制度を適用する。	高松市の制度に統一する。	利用者の負担増に対する対応については、高松市の制度を適用することにより、負担軽減措置を講ずるものとする。	利用者の負担増に対する対応については、高松市の制度を適用することにより、負担軽減措置を講ずるものとする。
備考					

附属機関等の取扱い

	牟礼町の附属機関等の名称	調 整 結 果
1	法定外公共物審査委員会	合併時に廃止する。
2	差別をなくす人権擁護審議会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
3	牟礼町地籍調査事業推進協議会	合併時に廃止する。
4	工事施行審議会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
5	牟礼港港湾施設管理委員会	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
6	久通港港湾管理運営委員会	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
7	心身障害児就学指導委員会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
8	給食センター運営委員会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
9	体育指導委員会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
10	少年育成センター運営協議会	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
11	石の民俗資料館運営協議会	高松市において、同様の附属機関等を設置する。